

-内閣府（内閣府本府）、総務省-

中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について（内閣総理大臣及び総務大臣宛て）

中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどとしていて 過大に交付されている中活ソフト特別交付税の交付額(1)（支出）	13億5049万円
中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに 減額調整が行われていない中活ソフト特別交付税の交付額(2)（支出）	2億1516万円
(1)及び(2)の純計（支出）	15億6565万円

1 中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の概要

(1) 中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定等の概要

中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）によれば、市町村は、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（基本方針）に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画（基本計画）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとされている（認定を受けた基本計画を「認定基本計画」）。

基本方針によれば、国は、認定基本計画に基づく取組に対して重点的な支援を実施することとされており、基本計画の認定を支援の対象の要件とするなどの措置（特例措置）が設けられている。そして、基本方針及び「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」（申請マニュアル）によるところ、市町村は、特例措置を活用しようとする場合には、特例措置を活用する取組について基本計画に記載することなどが必要とされている。また、内閣総理大臣は、基本計画の認定に当たり、中心市街地活性化法に基づいて、関係行政機関の長の同意を得なければならないこととされている。

(2) 中活ソフト特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（交付税法）に基づき、地方交付税交付金（地方交付税）を交付している。地方交付税には、普通交付税及び特別交付税があり、同省は、市町村が中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費を対象として、特例措置として、特別交付税（中活ソフト特別交付税）を交付している。同省発出の「中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業の実施状況について」（中活ソフト通知）によれば、中活ソフト特別交付税の算定の対象となる事業（中活ソフト事業）は、認定基本計画に位置付けられたソフト事業であることとされている。そして、特例措置を活用しようとする場合には、基本計画に特例措置を活用する取組について記載することが必要とされることから、市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については、中活ソフト事業として基本計画に位置付けて内閣総理大臣の認定を受け、中活ソフト事業として実施する旨を明記した中活ソフト特別交付税を活用する取組を記載しなければならないこととなっている。また、中活ソフト事業は、中活ソフト事業を実施するために市町村が負担する経費（一般財源所要額）が100万円を超える事業であること、国庫補助金等（補助金等）を伴う事業は該当しないことなどとされている。さらに、一般財源所要額の算定に当たり、国以外の公的機関から交付を受ける助成金等は控除することとなっている。

そして、中活ソフト特別交付税の算定等の手続は、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 同省は、毎年度8月に、中活ソフト通知を発して、中活ソフト事業の範囲、一般財源所要額に基づく財政需要を把握するための基礎資料の様式及びその記載要領を示す。
- ② 市町村は、予算額に基づく見込額等を記載した基礎資料を、認定基本計画のうち中活ソフト事業として実施する旨が明記された箇所の写しなどとともに、都道府県に提出する（これらの資料を「算定資料等」）。
- ③ 都道府県は、算定資料等の審査を行い、毎年度9月に同省に対して送付する（都道府県の審査

を経て同省に送付された算定資料等における一般財源所要額を「報告額」)。

- ④ 同省は、都道府県の審査を経て送付された算定資料等の内容を確認し、報告額をもって中活ソフト特別交付税の額を算定して決定し、毎年度12月に市町村に交付する。

また、同省及び都道府県は、交付税法に基づき、地方交付税の交付後に、地方交付税の算定に用いた資料に関する検査(交付税検査)を行うことになっている。さらに、特別交付税に関する省令によれば、前年度以前の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回ったことなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該年度の特別交付税の算定額から総務大臣が調査した額を控除(減額調整)することとされている。

2 本院の検査結果

(注) 24道県及び管内の60市において、平成26年度から29年度までの間に1,332事業を算定の対象として交付された中活ソフト特別交付税計77億8143万円を対象として会計実地検査を行った。

(注) 24道県 北海道、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、島根、山口、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎各県

- (1) 中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態

申請マニュアルについて、内閣府は、市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けなければならないことや中活ソフト事業として基本計画に位置付けるための記載方法を具体的に示していなかった。また、中活ソフト通知について、同省は、一般財源所要額として認められない経費を確實に事業費から控除することなどについて明確に示していなかった。

そこで、24道県の60市の認定基本計画及び算定資料等をみたところ、39市の285事業は、認定基本計画に中活ソフト事業として位置付けられておらず、当該事業を中活ソフト事業として実施することについて関係行政機関の長である総務大臣の同意が得られていないことから、中活ソフト事業に該当しないのに中活ソフト事業として算定資料等が作成されていた。また、12市の47事業は、認定基本計画の計画期間外に実施されていたり、補助金等の交付を受けて実施することとされており、一般財源所要額が100万円以下の事業として実施することとされておりして中活ソフト事業に該当しないのに中活ソフト事業として算定資料等が作成されていた。さらに、21市の85事業は、中活ソフト事業には該当するものの、一般財源所要額の算定に当たり、国以外の公的機関から交付の決定を受けた助成金等が控除されずに算定資料等が作成されていた。そして、算定資料等についての道県の審査及び同省の確認では、これらの事態が見過ごされるなどしていた。このため、47市の387事業に係る中活ソフト特別交付税計13億5049万円が過大に交付されていた。

- (2) 中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに減額調整が行われていない事態

24道県の60市に係る1,332事業から(1)に該当する47市の387事業を除いた51市の945事業のうち、事業費等を確認できた51市の797事業について、実際に要した経費と報告額とを比較したところ、45市の422事業は、実際に要した経費が報告額を下回っていた(報告額と実際に要した経費の差額7億0840万円)。このうち30市の100事業は、実際に要した経費が報告額の2/3以下となっており、当該100事業の中には、実際に要した経費が0円となっている事業も見受けられた。しかし、同省は、道県及び市に対して実際に要した経費の報告を求めることとしておらず、上記の事態を把握していなかった。このため、30市の100事業について、報告額と実際に要した経費との差額4億3103万円に係る中活ソフト特別交付税2億1516万円(うち実際に要した経費が0円となっている8市12事業に係る中活ソフト特別交付税2005万円)については、中活ソフト特別交付税が過大に算定されたことになると認められるのに、減額調整が行われないままとなっていた。

(3) 交付税検査が実質的に行われていない事態

中活ソフト特別交付税については、同省が具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めていないことなどから実質的に検査が行われていない状況であった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について同省において速やかに減額調整を行うよう是正の処置を要求するとともに、次のとおり、是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求する。

ア 同府において、①市町村に対して、基本計画については同省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底すること、②市町村が、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう同省と連携して申請マニュアルを見直すこと(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

また、同省において、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行いうよう周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 同省において、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費について報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 同省において、交付税検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)